

見直し作業の結果公表 < 検査検定制度 >

1．制度の名称（通称可）	河川に係る許可工作物の検査
2．根拠法令	河川法第30条
3．担当部署名	国土交通省河川局治水課（河川管理係）、河川環境課(水利係)
4．当該制度に係る過去5年間の制度改正状況	<p>(1)改正年度 該当なし。</p> <p>(2)改正内容 該当なし。</p> <p>(3)背景事情 該当なし。</p>
5．今回の見直し作業の結果	
見直し作業の実施方法	
5 - 1．国が関与した仕組みとして維持する必要があるかどうか	<p>(1)検討結果 維持する必要がある。</p> <p>(2)理由 河川は公共用物であって、その保全、利用その他の管理は、公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進するよう適正に行わなければならない、このため、河川の管理は国等の河川管理者が行うこととされている。 河川法第26条第1項の規定による工作物の新築又は改築の許可は、当該工作物の位置、形状、構造、工事の施工方法等を十分に検討し、河川管理上の支障がない場合又はあっても少ない場合に与えられるものであるから、許可の内容どおりに工作物の新築又は改築が行われれば、その使用についての不安はないわけである。 しかしながら、多量の流水を貯留するダム等の特殊な工作物の場合には、その工事が不完全で工作物に瑕疵があると、洪水の際に損壊する等の事態を招き、大きな災害を引き起こす可能性がある。そして、ひとたびこのような結果になると、流域の不特定多数の国民の生命及び財産に重大な影響を及ぼし、除却命令、損害賠償の請求等の事後的な処理では取り返しのつかない問題であるので、工作物を使用する前に、許可の内容どおりに工作物が完成しているか否かを審査する必要がある。</p>

	<p>このように、特殊な工作物の場合には、設置者自身が負いきれるものではない責任が発生するため、自己責任になじむものではない。また、近年局地的な豪雨が頻発する傾向があるなか、不特定多数の国民の生命及び財産を守るため、国等が行っている河川管理の更なる充実が求められているところである。</p> <p>したがって、特殊な工作物については、自己確認・自主保安化及び第三者による検査・認証の活用によるのではなく、国等の河川管理者が河川管理の一環として検査を行う現行の制度は、必要不可欠である。</p>
<p>5 - 2 . 自己確認・自主保安を基本とした仕組み（自己責任を重視した考え方）への転換の状況</p>	<p>(1)検討結果（選択式）</p> <p>a : 自己確認・自主保安化を行った。</p> <p>b : 第三者認証化を行った。</p> <p>c : 国又は代行機関（指定検査機関等）による実施とした。</p> <p>(2)上記の説明</p> <p>河川に係る許可工作物の検査については、国等の河川管理者が行ってきたところであるが、河川局における検討結果を踏まえて、引き続き国等の河川管理者が行うこととした。</p> <p>(3)理由</p> <p>5 - 1 . (2)参照</p>
<p>5 - 2 . においてcを選択した場合</p>	
<p>指定検査機関等に検査の実施を委ねる仕組みとしているものについては、当該検査機関等として公益法人要件を課しているかどうか</p>	<p>(1)公益法人要件の有無</p> <p>(2)公益法人要件のあるものはその理由</p>
<p>自己責任の考え方に基づいた仕組み（自己確認・自主保安化や、優良事業所等のインセンティブ制度を指すものとする。）とすることができないと判断した根拠等</p>	<p>(1)根拠</p> <p>5 - 1 . (2)参照</p> <p>(2)仮に自己責任の考え方に基づいた仕組みとした場合にはどのような問題が生じることとなるかを明らかにし、かつ、どのような事後的措置を講じればこうした問題の発生に対処できると考えるか。</p> <p>5 - 1 . (2)参照</p>

	<p>指定検査機関等の指定の条件の国際基準との整合性</p>	<p>(1)指定基準（根拠法令条項名及びその概要。なお、写しを1部添付してください。）</p> <p>(2)指定基準の国際整合性（上記指定基準がISOガイドのどの条項に適合しているかについて項目ごとに説明）</p>
	<p>5 - 3 . 基準の国際的整合化・性能規定化、重複検査の排除等</p>	
	<p>国際整合化（基準の基礎（性能規定化している場合にあっては、参照基準）として国際規格を用いているか）。</p>	<p>行っている場合はその状況、行っていない場合はその理由と今後の見通しについて記載。</p> <p>貿易に関係するものではないことから、現在までのところ行っていない。</p>
	<p>性能規定化</p>	<p>行っている場合はその状況、行っていない場合はその理由と今後の見通しについて記載。</p> <p>検査の基準については、河川管理上必要とされる一般的技術基準を定めた河川管理施設等構造令等によっているが、一部性能の厳密な照査が困難な場合以外は、性能規定によっているため現在までのところ行っていない。</p>
	<p>重複検査の排除等</p>	<p>検討結果及び背景説明について記載。</p> <p>検査の重複はない。</p>